

青森県災害時医薬品等備蓄供給実施要綱

青森県災害時医薬品等備蓄供給実施要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、県が災害発生時に必要とされる医薬品等（以下「災害時医薬品等」という。）を定めるとともに、災害時医薬品等を確保及び供給するために必要な事項を定めるものとする。

（医薬品等の確保）

第2条 県は、青森県医薬品卸組合（以下「卸組合」という。）に委託し、青森県保健医療計画で定める2次保健医療圏（以下「医療圏」という。）ごとに災害時医薬品等の品目、数量の確保を図るものとする。

2 卸組合は、卸組合の会員である医薬品卸売販売業者の中から、医療圏ごとに災害時医薬品等を備蓄する営業所（以下「営業所」という。）を、選定するものとする。

3 第1項に定める災害時医薬品等は、次のとおりとする。

（1）種 類

ア 医薬品

イ 衛生材料

ウ その他必要とされるもの

（2）品名及び数量

災害時医薬品等の品名及び数量は、別表「災害時医薬品等備蓄品目表」に基づき、県と卸組合が協議して定めるものとする。

（幹事営業所等）

第3条 卸組合は、医療圏内の営業所間の連絡調整のため、各医療圏内の営業所の中から幹事営業所を定めるものとする。

（災害時医薬品等の保管管理）

第4条 各営業所は、その医療圏における災害時医薬品等を常時備蓄し、災害時医薬品等の表示を行うとともに、良好な状態で保管管理するものとする。

2 各営業所は、災害時医薬品等の数量に不足が生じ、又は供給したときは、直ちに補充するものとする。

（供給要請）

第5条 医療薬務課長は、災害時における医療の確保を図るため、医療機関等に災害時医薬品等を供給する必要があると認められるとき、又は市町村、救護班若しくは医療機関

等から供給要請があったときは、卸組合に対し災害時医薬品等の供給を要請するものとする。

なお、各県型保健所（以下「保健所」という。）に対して、市町村、救護班若しくは医療機関等から供給要請があったときは、保健所長は速やかに医療薬務課長に報告することとする。

- 2 卸組合は、医療薬務課から要請を受けたときは、要請事項について各営業所に対して供給指示を行う等、速やかに措置するとともに、その措置の状況を医療薬務課長に報告するものとする。

また、医療薬務課長は、市町村等からの供給要請に対する措置が行われたときには、その状況を保健所長に連絡することとする。

（供給要請の方法）

第6条 前条に掲げる災害時医薬品等の供給要請は次の事項を明らかにして文書により行うこととするが、緊急の場合には他の方法によることができるものとする。

- （1）品名
- （2）数量
- （3）供給を希望する日時
- （4）供給場所
- （5）その他供給要請に必要な事項

- 2 やむを得ない事情のため、前項による手続きがとれない場合は、医療薬務課長は、直接営業所に対し供給の要請を行うことができるものとする。この場合、医療薬務課長はそれに伴う措置事項等を、事後すみやかに卸組合に連絡するものとする。

（医薬品等の供給場所等）

第7条 前条第1項の要請を受けた卸組合は、県が指定した場所、日時に要請のあった品名・数量の災害時医薬品等を供給するものとする。

- 2 前条第2項の場合も同様とする。

（広域的な支援体制の整備）

第8条 卸組合は、日本医薬品卸業連合会と連携を強化して広域的な支援が受けられる体制の整備に努めることとし、災害発生時に県内施設で要請事項に対する措置ができない場合は、県外施設から措置するよう努めることとする。また、県はそのために必要な協力を行うものとする。

（情報の収集及び提供）

第9条 県と卸組合は、災害時において、被災地の状況、被災者の救護状況並びに救護所等の災害時医薬品等の需要に関する情報の収集に努め、情報交換を行うものとする。

る。

(連絡窓口)

第10条 この要綱に関する連絡窓口は、県においては青森県健康医療福祉部医療薬務課、卸組合においては青森県医薬品卸組合事務局とする。

(災害時医薬品等の代価の支弁)

第11条 災害時医薬品等の供給を受けた代価の支弁については、供給を指示した県又は医療機関等が負担するものとする。

(備蓄状況報告)

第12条 卸組合は、四半期末における各営業所の災害時医薬品等の備蓄状況を取りまとめ 翌月の10日までに医療薬務課長に報告するものとする。

2 医療薬務課長は、卸組合から報告された災害時医薬品等の備蓄状況を保健所長に通知するものとする。

(営業所等の変更)

第13条 卸組合は、営業所又は幹事営業所を変更(名称及び所在地の変更を含む。)したときは、医療薬務課長に速やかに報告するものとする。

2 卸組合は、備蓄している災害時医薬品等の品名等に変更が生じるときは、速やかに医療薬務課長と協議するものとする。なお、医薬品不足や販売停止等に伴う流通障害等、特段の事情がある場合については、別表「災害時医薬品等備蓄品目表」において製剤名で指定されている薬効分類の医薬品について、異なる製剤の代替品目へ変更しても差し支えないものとする。

(備蓄状況の確認)

第14条 保健所長は、必要に応じ、営業所の災害時医薬品等の備蓄状況を調査し、医療薬務課長に報告するものとする。

(備蓄確保の指示)

第15条 医療薬務課長は、前条に基づく調査の結果、医薬品等の備蓄数量が不足していると認めたときは、備蓄の確保を卸組合に指示するものとする。

2 前項の指示があった場合、卸組合は該当する医療圏の幹事営業所に備蓄の確保を指示するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年 4月 1日から施行する。

(平成13年 3月28日一部改正)

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

(平成13年 3月27日一部改正)

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

(平成16年 3月29日一部改正)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(平成18年 3月31日一部改正)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(平成19年 3月30日一部改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(平成26年3月7日一部改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(令和6年3月11日一部改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(令和7年3月25日一部改正)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 （第 5 条関係）

年 月 日

青森県健康医療福祉部医療薬務課長 殿

青森市〇〇〇町〇丁目〇〇〇
青森県医薬品卸組合 理事長

災 害 時 医 薬 品 等 供 給 報 告 書

備蓄中の災害時医薬品等下記のとおり供給しましたので、青森県災害時医薬品等備蓄供給実施要綱第 5 条の規定に基づき報告します。

記

- 1 供給先
- 2 供給年月日
年 月 日
- 3 供給品名数量

薬効分類(分類番号)	商 品 名	数 量	備 考

様式第2（第12条関係）

年 月 日

青森県健康医療福祉部医療薬務課長 殿

青森市〇〇〇町〇丁目〇〇〇

青森県医薬品卸組合

理 事 長

災 害 時 医 薬 品 等 備 蓄 状 況 報 告 書

このことについて、 年 月末日現在、災害時医薬品等を指定数量備蓄していますので、青森県災害時医薬品等備蓄供給実施要綱第12条の規定に基づき報告します。

(別 表)

災害時医薬品等備蓄品目表

1 内服薬

薬効分類（薬効分類番号）	青森県全域（単位）	圏 域					
		津軽	八戸	青森	西北五	上十三	下北
不整脈用剤（２１２）（内服）	17,640 T	3881	4339	4163	1852	2364	1041
血管拡張剤（２１７）（内服）	6,720 T	1478	1653	1586	706	900	396
血圧降下剤（２１４）（内服）	12,054 T	2652	2965	2845	1266	1615	711
鎮咳剤（２２２）（内服）	15,210 T	3346	3742	3590	1597	2038	897
気管支拡張剤（２２５）（内服）【錠剤】 【シロップ】 【吸入】	1,470 T	323	362	347	154	197	87
	7,350 ml	1617	1808	1735	772	985	434
	1,014 個	223	249	239	106	136	60
催眠鎮静剤・抗不安剤（１１２）（内服）【錠剤】 【シロップ】	4,410 T	970	1085	1041	463	591	260
	7,350 ml	1617	1808	1735	772	985	434
解熱・鎮痛・消炎剤（１１４）（内服）【錠剤】 【シロップ】	27,930 T	6145	6871	6591	2933	3743	1648
	7,350 ml	1617	1808	1735	772	985	434
総合感冒剤（１１８）（内服）【成人用】 【小児用】	31,500 包	6930	7749	7434	3308	4221	1859
	7,350 包	1617	1808	1735	772	985	434
抗生物質製剤（６１３）（内服）【錠剤】 【ドライシロップ】	4,410 T	970	1085	1041	463	591	260
	1,764 包	388	434	416	185	236	104
合成抗菌剤（６２４）（内服）	3,150 T	693	775	743	331	422	186
抗ウイルス剤（６２５）（内服）	2,900 P	638	713	684	305	389	171
消化性潰瘍用剤（２３２）（内服）【錠剤】 【散剤】	2,940 T	647	723	694	309	394	173
	5,880 包	1294	1446	1388	617	788	347
整腸剤（２３１）（内服）	14,700 包	3234	3616	3469	1544	1970	867
止しゃ剤（２３１）（内服）	1,470 T	323	362	347	154	197	87
その他の循環器官用剤（ケイキサレート）（２１９）（内服）	2,000 g	440	492	472	210	268	118

2 注射薬

薬効分類（薬効分類番号）	青森県全域（単位）	圏 域					
		津軽	八戸	青森	西北五	上十三	下北
強心剤（２１１）（注射）	1,891 A	416	465	446	199	253	112
不整脈用剤（２１２）（注射）	462 A	102	114	109	49	62	27
血管拡張剤（２１７）（注射）	147 V	32	36	35	15	20	9
血圧降下剤（２１４）（注射）	882 A	194	217	208	93	118	52
呼吸促進剤（２２１）（注射）	466 A	103	115	110	49	62	27
気管支拡張剤（２２５）（注射）	882 A	194	217	208	93	118	52
副腎皮質ホルモン剤（２４５）（注射）	441 V	97	108	104	46	59	26
解毒剤（３９２）（注射）〔炭酸水素ナトリウム剤〕	735 V	162	181	173	77	98	43
血液凝固阻止剤（３３３）（注射）	462 A	102	114	109	49	62	27
酵素製剤（３９５）（注射）〔ウロキナーゼ製剤〕	336 V	74	83	79	35	45	20
利尿剤（２１３）（注射）	294 A(V)	65	72	69	31	39	17
インスリン〔速効・中間・持続型〕４０Ｕ・１００Ｕ	88 V	19	22	21	9	12	5
止血剤（３３２）（注射）	1,764 A	388	434	416	185	236	104
抗てんかん剤（１１３）（注射）	410 A	90	101	97	43	55	24
催眠鎮静剤・抗不安剤（１１２）（注射）	1,208 A	266	297	285	127	162	71
精神神経用剤（セレネース等）（１１７）（注射）	2,600 A	572	640	614	273	348	153
解熱・鎮痛・消炎剤（１１４）（注射）	735 V	162	181	173	77	98	43
鎮痙剤（１２４）（注射）	504 A	111	124	119	53	68	30
抗ヒスタミン剤（４４１）（注射）	588 A	129	145	139	62	79	35
腸管運動機能亢進剤（２３９）（注射）	1,260 A	277	310	297	132	169	74
抗生物質製剤（６１３）（注射）	1,890 A	416	465	446	198	253	112
制吐剤（２３９）（注射）	210 V	46	52	50	22	28	12
消化性潰瘍用剤（２３２）（注射）	441 A	97	108	104	46	59	26
抗破傷風人免疫グロブリン（６３４）（注射）	17 V	4	4	4	2	2	1
毒素及びトキソイド類（破傷風トキソイド等）（６３２）（注射）	100 A	22	25	24	11	13	6
電解質補液・カリウム（注射）	294 A	65	72	69	31	39	17
ナトリウム（３３１）（注射）	588 A	129	145	139	62	79	35
カルシウム（３２１）（注射）	1,470 A	323	362	347	154	197	87

骨格筋弛緩剤（マスキュラックス等）（１２２）（注射）	24	V	5	6	6	3	3	1
その他の循環器官用剤（グリセオール注等）（２１９）（注射）	250	本	55	62	59	26	34	15
他に分類されない代謝性医薬品（３９９）（注射） 【ＦＯＹ】 【フサン】 【ミラクリッド】	200	V	44	49	47	21	27	12
	300	V	66	74	71	32	40	18
	150	A	33	37	35	16	20	9

３ 輸液

薬効分類（薬効分類番号）	青森県全域（単位）	圏 域					
		津軽	八戸	青森	西北五	上十三	下北
生理食塩水（３３１）	787,500 ml	173250	193725	185850	82688	105525	46463
５％ブドウ糖液（３２３）	1,008,000 ml	221760	247968	237888	105840	135072	59472
２０％ブドウ糖液（３２３）	275,000 ml	60500	67650	64900	28875	36850	16225
５０％ブドウ糖液（３２３）	168,000 ml	36960	41328	39648	17640	22512	9912
電解質輸液開始液（１号）	1,575,000 ml	346500	387450	371700	165375	211050	92925
電解質輸液開始液（３号）	1,575,000 ml	346500	387450	371700	165375	211050	92925
人工透析液	15,938 L	3506	3921	3761	1673	2136	940

４ 外用薬

薬効分類（薬効分類番号）	青森県全域（単位）	圏 域					
		津軽	八戸	青森	西北五	上十三	下北
消毒用エタノール、ウェルパス、イソジン液〔消毒薬等〕	882,000 ml	194040	216972	208152	92610	118188	52038
うがい薬（２２６）	47,250 ml	10395	11624	11151	4961	6332	2788
止痒軟膏（２６４）	6,300 g	1386	1550	1487	662	844	372
火傷用軟膏（２６３）	78,750 g	17325	19373	18585	8269	10553	4646
滅菌精製水（７１３）	2,205,000 ml	485100	542430	520380	231525	295470	130095
消炎・鎮痛パップ剤（２６４）	8,400 袋	1848	2066	1982	882	1126	496
解熱・鎮痛・消炎剤（１１４）【坐剤】	27,000 本	5940	6642	6372	2835	3618	1593
眼科用剤（タリビット眼軟膏等）（１３１）	250 本	55	62	59	26	34	15
軟膏基剤（白色ワセリン）（７１２）	30,000 g	6600	7380	7080	3150	4020	1770

5 局所麻酔剤	薬効分類（薬効分類番号）	青森県全域（単位）	圏 域					
			津軽	八戸	青森	西北五	上十三	下北
	局所麻酔剤（１２１）【ポリアンブ】	6,760 本	1487	1663	1595	710	906	399
	【ゼリー】	6,760 本	1487	1663	1595	710	906	399

6 血液製剤類	薬効分類（薬効分類番号）	青森県全域（単位）	圏 域					
			津軽	八戸	青森	西北五	上十三	下北
	血液製剤類（６３４）【アンスロビンP】	50 V	11	12	12	5	7	3
	【アルブミン（高濃度、等張）】※	320 A	28	50	180	30	32	0
	【グロベニン】	60 V	13	15	14	6	8	4

※ アルブミンについては、取扱営業所が限定されていることから、災害発生時には
備蓄圏域から迅速に搬送できる体制を確保することとする。

7 防疫薬剤	薬効分類（薬効分類番号）	青森県全域（単位）	圏 域					
			津軽	八戸	青森	西北五	上十三	下北
	クレゾール石けん、塩化ベンザルコニウム、次亜塩素酸ナトリウム、グルコン酸クロルヘキシジン	352,800 ml	77616	86789	83261	37044	47275	20815

8 衛生材料	薬効分類（薬効分類番号）	青森県全域（単位）	圏 域					
			津軽	八戸	青森	西北五	上十三	下北
	副 木	189 本	42	46	45	20	25	11
	三角巾	189 枚	42	46	45	20	25	11
	清浄綿	315 袋	69	77	74	33	42	19
	脱脂綿（カット綿）	315 袋	69	77	74	33	42	19
	伸縮包帯	630 本	139	155	149	66	84	37
	救急絆創膏	315 枚	69	77	74	33	42	19
	サージカルテープ	315 枚	69	77	74	33	42	19
	ガーゼ	315 袋	69	77	74	33	42	19
	注射筒（針付）	189 箱	42	46	45	20	25	11
	インスリン用注射筒 ４０U	6 箱	1	1	1	1	1	0
	１００U	6 箱	1	1	1	1	1	0
	点滴輸液セット	95 箱	21	23	22	10	13	6

9 歯科用

薬効分類（薬効分類番号）	青森県全域（単位）	圏 域					
		津軽	八戸	青森	西北五	上十三	下北
歯科用局所麻酔剤（2 7 1）	1,000 本	220	246	236	105	134	59
歯科用注射針	1,000 本	220	246	236	105	134	59

青森県災害時医薬品等備蓄供給マニュアル

災害に備えた事前対策

〔ポイント〕

大規模災害時には、情報、通信及び交通の混乱が予想されるが、こうした混乱時において迅速な対応を行うには、平常時から県、医薬品卸売業者、関係団体等関係者の役割分担を明確化しておく必要がある。

〔災害時医薬品等の供給に関する関係者の役割分担〕

1 医療薬務課

- (1) 卸組合から四半期ごとに報告される各医療圏の営業所の備蓄品名及び数量を把握し、各県型保健所（以下「保健所」という。）長に通知する。
→災害時医薬品等備蓄フローチャート
- (2) 保健所から報告された備蓄状況の調査の結果、備蓄する医薬品等の数量が下回った場合は、卸組合に災害時医薬品等の確保を指示する。
- (3) 災害発生時における医薬品等の供給要請ルートを整備する。
→災害時医薬品等供給フローチャート
- (4) 災害時医薬品等の供給指示方法並びに市町村、救護班及び医療機関等への供給方法を確保する。
- (5) 保健所、市町村、医療機関、県医薬品卸組合、医薬品卸売業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、青森県赤十字血液センター、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門青森県支部、青森県医療機器販売業協会等関係者間の連絡調整を行う。
- (6) 県内の施設で災害時医薬品等の措置ができない場合に備え、国及び他の自治体と連携を強化して広域的な支援が受けられる協力体制を整備する。

2 保健所

- (1) 医療薬務課から四半期ごとに通知される備蓄報告により、備蓄品名及び数量を把握する。
- (2) 災害発生時に備え、医療圏内の営業所及び災害時医薬品等を備蓄していない営業所（以下「その他の営業所」という。）への供給要請の連絡体制を確保する。
- (3) 1年に1度以上、医療圏内の営業所の備蓄状況を確認し、医療薬務課に報告する。

3 県医薬品卸組合

- (1) 災害発生時に備え、営業所及びその他の営業所との連絡体制を整備する。
- (2) 供給要請に対し迅速な配送を行うため、各営業所間での協力体制を整備する。
- (3) 県内の施設で災害時医薬品等の措置ができない場合に備え、日本医薬品卸業連合会及び県外施設と連携を強化して広域的な支援が受けられる協力体制を整備する。

4 医薬品卸売業者

災害発生時に、県医薬品卸組合又は医療薬務課から災害時医薬品等の供給要請があった場合、市町村、救護班、医療機関等へ可能な限り安定かつ迅速な供給を行える体制を整備する。

また、県内の施設で災害時医薬品等の措置ができない場合に備え、自社の県外施設等と連携を強化して広域的な支援が受けられる協力体制を整備する。

営 業 所

- (1) 県が指定する災害時医薬品等については、品名及び数量を表示し、良好な状態で備蓄する。
- (2) 四半期ごとに備蓄状況を卸組合へ報告する。
- (3) 災害発生時に備え、市町村、救護班、医療機関等へ医薬品等を迅速に供給するために体制を整備する。
- (4) 各営業所内で災害発生時の休日・夜間等の連絡体制を整備する。
- (5) 災害時医薬品等に対する薬効、用法、用量等の情報を整理する。

また、市町村、救護班、医療機関等からの医薬品等の供給要請は商品名でされる場合もあるので、備蓄医薬品等に対応する同効薬の情報を整理する。

その他の営業所

- (1) 災害発生時には、在庫医薬品等の範囲内で市町村、救護班、医療機関等への供給要請が考えられるので配送体制を整備する。
- (2) 営業所内での災害発生時の対応マニュアルを整備する。(休日・夜間の連絡体制の整備)

災害発生時の対応

〔ポイント〕

災害発生時においては、交通の遮断、電話回線の不通などが考えられるが、市町村、救護班、医療機関等からの災害時医薬品等の供給要請に対する迅速な供給体制が重要となる。

〈災害発生時における災害時医薬品等供給に関する関係者の役割分担〉

1 医療薬務課

- (1) 被災地内の各県型保健所（以下「保健所」という。）、営業所及びその他の営業所の被災状況を確認する。
- (2) 県医薬品卸組合、保健所等を通じて営業所の備蓄状況、その他の営業所の在庫状況を確認する。
- (3) 市町村、救護班、医療機関等からの供給要請に対しては備蓄・在庫量を考慮し、効率的に対応する。
- (4) 被災地内で災害時医薬品等の供給が不足する事態が生じた場合、県医薬品卸組合を通じて他の管内へ応援を要請する。また、それに伴う応援ルートを決定する。
- (5) 県内の施設で災害時医薬品等の措置ができない場合には、国及び他の自治体と連携し、災害時医薬品等の供給を図る。

2 保健所

- (1) 医療圏内の営業所及びその他の営業所への連絡体制を確保する。
（休日・夜間についても直ちに対応できる体制をつくること。）
- (2) 医療圏内の営業所の備蓄状況及びその他の営業所の在庫状況を把握し、市町村等からの災害時医薬品等の供給要請があった場合は、随時医療薬務課へその内容を報告する。
- (3) 医療圏内の状況について随時医療薬務課へ報告する。

3 県医薬品卸組合

- (1) 営業所及びその他の営業所と連絡をとり、被災状況を確認する。
- (2) 被災地内で迅速な災害時医薬品等の供給を行うため営業所及びその他営業所のバックアップを行う。
- (3) 医療薬務課から供給要請がされた場合、県が指定する場所への災害時医薬品等の供給を営業所及びその他の営業所へ指示する。
- (4) 被災地内での災害時医薬品等の供給を効率的に行うため、他の地区の卸組合会員に対し営業所及びその他の営業所のバックアップを指示する。
- (5) 県内の施設で災害時医薬品等の措置ができない場合には、日本医薬品卸業連合会及び県外施設と連携し、災害時医薬品等の供給を図る。

4 医薬品卸売業者

- (1) 災害発生時には、直ちに災害時医薬品等供給要請受付窓口を設置する。県医薬品卸組合又は医療薬務課からの供給要請があった場合には、市町村、救護班、医療機関等の指定された場所へできるだけ迅速な供給を行う。
- (2) 被災地内の営業所に対して、その他の営業所及び他の地区の営業所がバックアップを行う。
- (3) 県内の施設で災害時医薬品等の措置ができない場合には、自社の県外施設等と連携し、災害時医薬品等の供給を図る。

被災地内の営業所

- (1) 災害時医薬品等の供給要請受付窓口を設置する。
- (2) 備蓄している災害時医薬品等の被災状況を把握し、品名、数量を再確認する。
- (3) 医療機関等へ供給を行う配送車の配備、及び配送要員を確保する。
- (4) 市町村、救護班、医療機関等から医薬品等の供給要請は商品名でされる場合もあることから、同効薬に関する備蓄医薬品等の情報を提供する。

被災地内のその他の営業所

- (1) 供給要請受付の窓口を設置する。
- (2) 在庫医薬品等の品名及び数量を再確認する。
- (3) 営業所に対して配送車及び配送要員を提供する。
- (4) 営業所に対するその他のバックアップを行う。
- (5) 医療機関等へ供給を行う配送車の配備、及び配送要員を確保する。

他の地区の営業所

- (1) 被災地区からの供給要請に備え、災害時医薬品等供給要請受付窓口を設置し、備蓄医薬品等の品名、数量を再確認する。
- (2) 被災地区への災害時医薬品等の配送の準備を行う。
- (3) 被災地区への配送車及び配送要員の提供を行う。
- (4) 被災地区へその他のバックアップを行う。

他の地区のその他の営業所

- (1) 被災地区からの供給要請に備え、災害時医薬品等供給要請受付窓口を設置し、在庫医薬品等の品名、数量を再確認する。
- (2) 被災地区への在庫医薬品等の配送の準備を行う。
- (3) 被災地区への配送車及び配送要員の提供を行う。
- (4) 被災地区へその他のバックアップを行う。

5 医師会、歯科医師会

医薬品等の需要状況について情報の収集を行い、適正な数量の医薬品等の供給要請を行うよう会員に周知する。

6 青森県赤十字血液センター、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門青森県支部、青森県医療機器販売業協会

- (1) 供給要請受付窓口を設置する。
- (2) 在庫医薬品等の品目及び数量を再確認する。
- (3) 医療機関等へ供給を行う配送車の配備、及び配送要員を確保する。

7 病院、診療所

医薬品等の需要状況を把握し、状況に応じた適正な数量の供給要請を行う。
また、大量に医薬品等を必要とする場合は、その旨を医療薬務課へ連絡する。

8 市町村、救護班

市町村・救護班は、必要に応じて医療薬務課へ災害時医薬品等の供給要請を行う。

附 則

このマニュアルは、平成11年4月1日から施行する。

(平成13年 3月28日一部改正)

このマニュアルは、平成13年4月1日から施行する。

(平成14年 3月27日一部改正)

このマニュアルは、平成14年4月1日から施行する。

(平成16年 3月29日一部改正)

このマニュアルは、平成16年4月1日から施行する。

(平成18年 3月31日一部改正)

このマニュアルは、平成18年4月1日から施行する。

(平成19年 3月30日一部改正)

このマニュアルは、平成19年4月1日から施行する。

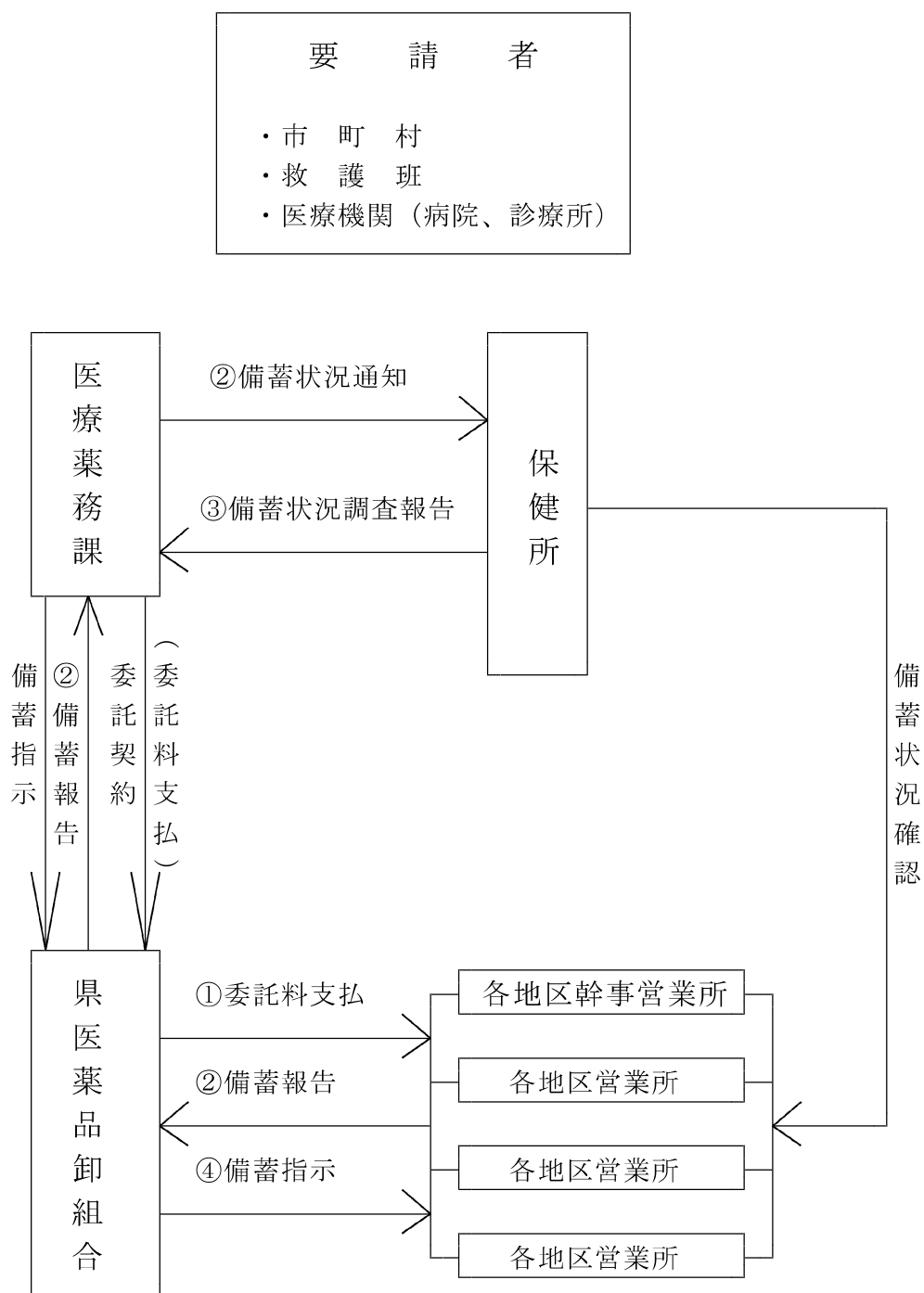
(平成26年3月7日一部改正)

このマニュアルは、平成26年4月1日から施行する。

(令和7年3月25日一部改正)

このマニュアルは、令和7年4月1日から施行する。

災害時医薬品等備蓄フローチャート（平常時）



災害時医薬品等備蓄フローチャート（災害発生時）

